

一般競争入札の公告

令和5年12月11日
社会福祉法人あやめ会
理事長 土居 一丞

下記について次のとおり一般競争入札を行うので、社会福祉法人あやめ会経理規程に基づき公告します。

1. 物件内容

- | | | |
|-----------|-----|--|
| (1) 入札番号1 | 件名 | 特別養護老人ホームいちごの里
旧館・新館ナースコール、PHS、電話設備更新工事 |
| | 納入先 | 伊豆の国市北江間45番地の1 |
| 入札番号2 | 件名 | 特別養護老人ホームいちごの里
パラマウントベッド 離床センサー付きベッド等購入 |
| | 納入先 | 伊豆の国市北江間45番地の1 |
- (2). 納入期限 入札番号1～2 令和6年3月31日
- (3). 仕様書 別紙仕様書による
- (4). その他 本事業は令和5年介護サービス提供体制整備促進事業費補助金（大規模修繕に併せて行う介護ロボット・ICT導入）による補助事業のため、補助事業実施に関する事務手続き要領等の関係規程を遵守すること。

2. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 次の(ア)から(オ)のいずれかにも該当しない者であること
 - (ア) 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員当（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者。
 - (イ) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）

又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

(ウ) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取り扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団等と密接な関係を有している認められる者。

3. 入札参加の手続き

(1) 入札の参加申し込みを希望する者は、入札参加申請書を次に従い提出すること。

- ①提出期限 令和5年12月18日(月)
- ②提出場所 静岡県伊豆の国市北江間45-1 特別養護老人ホームいちごの里
- ③提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は提出期限必着のこと)
- ④添付書類 静岡県ホームページ上で「静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格」を有する者であることの確認ができない場合は、参加資格を有する書面の写し等

(2) 入札参加資格の確認の結果、参加資格が認められなかった場合のみ、令和5年12月20日(水)に通知する。

(3) 提出された書類等は返却しない。

4. 入札に関する質問と回答

(1) 入札仕様書等入札関連書類について質問がある場合は、次に従い質問書(任意様式)を提出すること。

- ①提出期限 令和5年12月18日(月) 午後5時まで
- ②提出場所 静岡県伊豆の国市北江間45-1 特別養護老人ホームいちごの里
TEL 055-947-5947 FAX 055-947-5557
- ③提出方法 書面の提出は、提出場所への持参、郵送又はFAXにより行うものとする。
郵送の場合は提出期限に必着のこと。

(2) (1)の質問に対する回答は、令和5年12月20日(水)午後5時までに入札参加希望者すべてにFAXにより通知する。

(3) 本件入札に係る書類作成等に直接関係のない質問及び提出期限を過ぎて提出された質問書については回答しない。

(4) 入札後、入札関連書類に関する不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

5. 入札執行に関する事項

(1) 入札日時

令和 5年12月27日(水) 午後2時00分より

(2) 入札場所

特別養護老人ホームいちごの里 介護者教室

〒410-2223 伊豆の国市北江間45番地の1

但し新型コロナウイルス感染症対策のため、入札者ごとに1名(入札者又は委任状により委任を受けた者)のみ開札に立ち会うことができる。なお、開札に立ち会わないことも認めるものとする。

(3) 入札保証金

別紙誓約書をもってこれに替える。

(4) 最低制限価格

設定しない

(5) 支払い条件

前払金 無 部分払 無

(6) 入札書の提出方法

原則持参によるが、新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送での提出を認めるものとする。なお、開札時間に到着していない入札書は無効とする。

(7) 入札金額について

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(8) 入札書に記載する事項

入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名押印し、封入のうえ入札すること。

- ① 入札参加資格を有する者自身による場合は、その氏名及び職印
- ② 入札参加資格を有する者以外の者による場合は、委任状を持参の上、受任者氏名およびその者の印

(9) 一旦提出された入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

(10) 次のいずれかに該当する入札書は無効とする。また、無効の入札を行った者を落札者とした場合は落札決定を取り消すこととする。

- ① 入札参加資格が無い者が提出したもの。
- ② 入札金額が訂正してあり、訂正のための印が押されていないもの。
- ③ 記名および押印のない入札及び入札書の記載事項が確認できない入札

- ④ 入札件名に重大な誤りのあるもの
 - ⑤ 入札者又はその代理人が、他の入札者の代理人として入札したとき
- (1 1) 入札者等が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、公正な入札を執行できない状態にあると認められるときは、入札を延期または中止することがある。
 - (1 2) 入札執行前又は入札執行中において入札参加者が 2 者に達しないときは、入札を中止する。
 - (1 3) 開札は、新型コロナウイルス感染症対策のため、入札執行者、施設長及び契約事務担当者の立ち合いにより行う。
 - (1 4) 入札場には、入札執行者、(1 3)に記載した者及び入札者以外の者は立ち入ることはできない。
 - (1 5) 落札者の決定は次の方法により行う。
 - ① 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - ② 落札となるべき同額の入札を行った者が 2 者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。なお抽選の場合には、入札者の立ち合いの上実施するため、入札者に速やかに立ち合いを求める連絡を行うものとする。なお、入札者の立ち合いができない場合は、施設職員が抽選を行う。
 - ③ 開札の結果、入札者すべての入札金額が予定価格を超える場合は、再入札を行う。その場合、入札者に対して再入札の旨、入札時間等を知らせる。
 - ④ 再入札を行っても落札者がいない場合は、入札を終了する。

6. 契約書作成に関する事項

- (1) 入札者は、落札の通知を受けた日から起算して 7 日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- (3) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに契約締結権者の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

7. その他

令和 5 年介護サービス提供体制整備促進事業費補助金（大規模修繕に併せて行う介護ロボット・ICT 導入）による補助事業の条件として指定期日までに納品すること。期限内に納品されない場合は補助事業による補助金交付を受けることが出来ないため、契約を無条件で解除する。